

## 令和2年度随意契約結果表

担当課名	学校教育部教育総務課
案件名	マスク購入
案件の概要	マスクPN-D50M 40,000枚(800箱)
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和2年5月18日
契約の相手方	アイリスオーヤマ株式会社
契約金額	¥1,320,000(うち消費税¥120,000)
契約期間	契約の日～令和2年6月30日まで
随意契約とした理由	<p>新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として定める政令等が施行され、感染拡大を防止し、また安全で安心な学校教育の環境確保を図る必要がある。</p> <p>現在、全国に緊急事態宣言が発令され、市内、公立学校における安全対策については、国の令和2年4月補正予算において、学校における感染症対策事業として、基本的な感染症徹底を図る上で必要となるマスクや手指消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に必要となる経費を補助することとされている。</p> <p>文部科学省は、学校再開に向けたガイドラインにおいて、感染症対策として、毎朝家庭又は学校で検温を行うこと、飛沫を飛ばさないようマスクを装着するなど指導することなどを示している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飛沫を飛ばさないようマスクを装着することは、有効であると考えられ、マスク等の保健衛生用品については、現在、全国的にも非常に品薄な状態が続いており、今後もこの状態が当面の間継続するものと予想される。</p> <p>これらのことから、学校再開に向けて、業者と購入価格や数量等の協議を行い、緊急に確保していく必要があることから、単独随意契約を行うものである。</p>
随意契約とした法的根拠	<p>地方自治法施行令167条の2第1項5号</p> <p><b>【緊急の必要がある場合】</b></p>